

子どもの元気な声がこだまし
活気あふれるふるさと石川を創造するために

いしかわ 子ども 総合条例

石川県は、子どもに関し一貫した施策を総合的に推進するため、平成19年3月にいしかわ子ども総合条例を制定しました。

また平成27年3月には、新たに結婚支援も条例に盛り込み、結婚から妊娠、出産、子育ての切れ目のない支援を進めています。

- 基本理念**
- 子どもの基本的人権の確保
 - 子どもの最善の利益の考慮等

各主体の責務

県民、保護者、青少年及び若者、県、事業主のそれぞれの役割を確認し、地域社会全体で取り組みを推進します。

1 子どもの健全な育成

- 乳幼児の心身の健全な発達を図るとともに、安心して子どもを生み、育てることができる環境を整備するよう努めます。
- 地域における教育環境の整備に努めるとともに、青少年への多様な体験活動や社会参加活動の機会の確保に努めます。
- 地域社会全体で青少年を犯罪の被害から守るための環境づくりに努めます。

7 石川県 子ども政策審議会

公聴会の開催により県民の意見も聴きながら、子どもに関する施策について調査審議し、知事へ子どもに関する施策意見書を提出します。

6 子どもの権利擁護

子どもに対する虐待の未然防止、早期発見、早期対応に努めるとともに、保護者から適切な監護を受けることができない子ども及び保護者のいない子どもに対する基本的人権を確保し、社会への自立に向けた支援に努めます。

2 若者の自立に 向けた支援

青少年の就労意識を醸成するよう努めるとともに、若者が自己の能力及び個性に応じた職業を選択することができるよう、支援に努めます。

3 若者の結婚に 向けた支援

結婚を希望する若者が、自らの希望を実現することができるよう、必要な施策の推進に努めます。

施策の 基本的な考え方

4 子育て支援

地域社会全体で子育てを支援する環境の整備に努めるとともに、事業主が雇用環境の整備に自主的に取り組むよう必要な施策の推進に努めます。



毎月19日は
県民育児の日

5 食育の推進

家庭、学校、地域において、本県の豊かな自然や伝統文化を生かした食育の推進に努めます。



これからも
県民の方々に
分かりやすく
施策を伝え
いかなきやね

県のホームページで
詳細をご覧いただけます。
**いしかわ
子ども総合条例**



平成27年9月発行

お問い合わせ先

石川県健康福祉部少子化対策監室

〒920-8580 石川県金沢市鞍月1丁目1番地 TEL:076-225-1447

これも
エシゼルプラン見てね!
2015 平成27~31年度

条例の考え方に基づく
具体的な行動計画です。

